

7月の安全運転ごよみ

1日(火)～7日(月)…全国安全週間、～9月30日(火)…STOP!熱中症クールワークキャンペーン
1日(火)…国民安全の日、21日(月)…海の日 22日(火)…大暑

7月の安全運転目標

ながら運転を根絶しよう

2019年に運転中のスマートフォン等の使用に対する罰則が強化されました。しかし、運転中の「ながらスマホ」による交通事故は、近年、増加傾向にあります。

今月は、運転中のスマホ操作をはじめとする「ながら運転」の危険とその対策を紹介します。

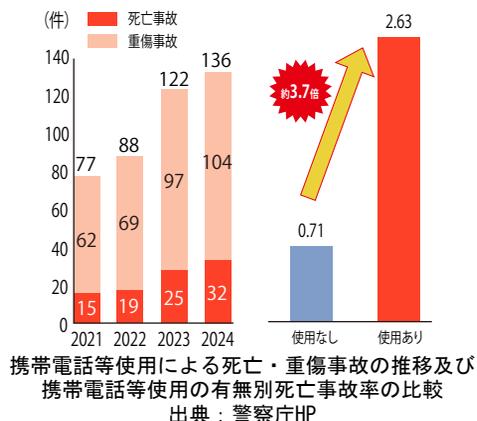


携帯電話等を使用していると、死亡事故の確率は約3.7倍に!

2024年中の携帯電話等使用による死亡・重傷事故件数は136件で、2021年以降、増加傾向にあります。また、携帯電話等使用の場合には、死亡事故率が約3.7倍高くなっています。

運転中にスマホを操作すると、画面に意識が集中してしまうため、周囲の危険を見落とすおそれがあります。

「ほんの少しだから」と思っている、時速40kmで走行する車は1秒に約11m、時速60kmでは約17mも進みます。その間に、歩行者が道路を横断したり、自転車が飛び出して来た場合、衝突する恐れがあります。運転中にスマホを操作したり画面を見たりすることは、絶対にやめましょう。



○ 事 | 故 | 事 | 例

運転中のながらスマホで、前車に追突



2025年4月19日午前10時すぎ、首都高速道路でトラックが乗用車に追突し、車3台が絡む玉突き事故が発生し、2歳児が死亡しました。

警察によると、事故を起こした運転者は「スマホを使用していた」と供述しており、スタンドに取り付けたスマホを運転中に操作していたことが事故原因とみられています。運転中のながらスマホは重大事故に直結します。運転中にスマホ等を使用しなければならないときは、必ず安全な場所に停車してからにしましょう。



ながら運転防止を徹底しよう

ながらスマホで事故を起こせば即免停に

運転中のながらスマホは、道路交通法第71条第5号の5で禁止されています。運転中にスマホ等を保持して通話をしたり、画像を注視したりした場合は、反則金18,000円（普通車）、違反点数3点が科されます。

また、スマホ等の使用により事故を起こすなど『交通の危険を生じさせた場合』には違反点数6点となり、即、運転免許の停止処分の対象となるだけでなく、反則金では済まずに刑事手続きの対象となり、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科されます。

スマホのながら運転は、悲惨な交通事故につながる危険があるだけではありません。交通違反によって運転免許証の効力が停止されてしまうと、日々の運転業務に支障をきたすこともしっかりと理解しておきましょう。

そして、運転中は電源を切ったりマナーモードにするなどしたうえで、すぐに操作できない場所にしまうなどの対策をとりましょう。



スマホの使用は必ず安全な場所に停止してから

スマホ以外のながら運転にも要注意

スマホの操作以外にも、運転中の注意を分散させる危険な「ながら運転」があります。

たとえば、「同乗者との会話」は、夢中になりすぎると周囲に対する注意が欠けて、危険の発見が遅れてしまうおそれがあります。また、「飲食」などは、わき見を誘発して前方に対する注意が疎かになるほか、ハンドル操作にも支障をきたします。

日頃から、運転の集中に支障をきたす恐れのあるものを物理的に遠ざけたり、要因を排除するようにしてください。



ボトルの開閉もハンドル操作に支障をきたします

管理者として
知っておきたい知識

歩行者・自転車の「ながらスマホ」も危険です

ながらスマホが事故につながる危険があるのは、自転車を運転する場合や歩いているときも同様です。とくに自転車運転中の「ながらスマホ」は2024年11月の道路交通法改正により罰則が強化されていますので、「自転車だから問題ない」と軽率な行動をとることがないように、しっかりと周知しておきましょう。

違反者
6月以下の拘禁刑又は
10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合
1年以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金



自転車の「ながらスマホ」も法律で禁止されています